

改訂版 建設リサイクル法の解説 追補

第2版第1刷刊行の2003年6月10日から第2版第2刷刊行までの間、収録している法令に下記のような改正がありました。つきましては、逐条解説ならびに資料に掲載した該当条文等を下記の通り読み替えてご利用ください。

建設リサイクル法関係

建設リサイクル法

頁数	該当条文	改正前	改正後
P126 P224	21条1項	別表	別表第一
P140 P226	24条1項5号	能力	行為能力
P148 P226	27条1項3号	破産により	破産手続開始の決定により
	27条1項4号	破産	破産手続開始の決定

施行令

頁数	該当条文	改正前	改正後
P189 ~ P190 ↓ P236 ~ P237	8条1項	法中前段に規定する	法の規定中当該
	8条4項	地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区	地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市若しくは佐世保市（以下「指定都市等」という。）
		保健所を設置する市又は当該特別区	指定都市等
		法中前段に規定する	法の規定中当該
P238 ~ P242	附則	【略】	2条～21条 削除 1条見出し、条名 削除

1-1 P192 20 行目～25 行目までの解説部分についても、下記の通り読み替えてご利用ください。

- ・ 廃棄物処理法における都道府県の事務が地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長並びに尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「指定都市等の長」という。）に権限の大部分が委譲（廃棄物処理法第24条の2第1項）されていること

から、指定都市等の長が行うこととされている。したがって、再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告、再資源化等の方法の変更等の命令、再資源化等

の実施の状況に関する報告徴収、立入検査について、指定都市等の長が行う。

1-2 P192 26 行目～P193 4 行目までの 印の記述及び P193 5 行目からの「参照条文」中の「 地域保健法（抄）」と「 地域保健法施行令（抄）」を削除し、下記の「 廃棄物処理法、同施行令（抄）」を追加するとともに、P194 の「 地方自治法（抄）」に下記の条文を追加してご利用ください。

廃棄物処理法（抄）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 略

廃棄物処理法施行令（抄）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

【 地方自治法（抄）に追加する条文】

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。〔後略〕

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。〔後略〕

解体工事業登録等省令

頁数	該当条文	改正前	改正後
P136 ~ P137 P247 ~ P248	4条1項1号	能力	行為能力
	4条1項3号		
	4条1項4号	登記簿謄本	登記事項証明書
	4条2項1号	当該登録申請者	当該登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）
	4条2項2号	能力	行為能力
	4条3項	前項第一号	第一項第一号
P144 P248	6条1項1号	登記簿謄本	登記事項証明書
	6条1項2号		
	6条1項3号		
P156 ² P249 ~ P250	7条1項2号	国土交通大臣が指定する講習	次条から第七条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）
	7条1項3号	国土交通大臣が指定する試験に合格した者	第七条の十七、第七条の十八及び第七条の二十一において準用する第七条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた試験（以下「登録試験」という。）に合格した者
	7条2~4項	【略】	削除
	7条の2~21		新規追加【欄外に記載】
P259	別記様式6号の2		新規追加【欄外に記載】
	別記様式6号の3		新規追加【欄外に記載】

【7条の2~21】

（登録の申請）

第七条の二 前条第二号の登録は、登録講習の実施に関する事務（以下「登録講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第二号の登録を受けようとする者（以下「登録講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録講習事務を開始しようとする年月日

四 講師の氏名、略歴及び担当する科目（第七条の六第一号の表の上欄に掲げる科目をいう。）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録講習事務申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

八 申請に係る意思の決定を証する書類

二 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第七条の四第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第七条第二号の登録を受けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第七条の十三の規定により第七条第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であって、登録講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第七条の四 国土交通大臣は、第七条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第七条の六第一号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として登録講習事務に従事するものであること。

イ 技術管理者となった経験を有する者

ロ 学校教育法による大学において土木工学若しくは建築工学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は土木工学若しくは建築工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第七条第二号の登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習事務を行う者（以下「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第七条の五 第七条第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録講習事務の実施に係る義務）

第七条の六 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第七条の四第一項各号に掲げる要件

及び次に掲げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上登録講習を行うこと。

科目	内容	時間
一 解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）その他関係法令に関する事項	七時間
二 解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項	
三 解体工事の施工方法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	

二 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて登録講習を行うこと。

三 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に回答すること。

四 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

五 登録講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

六 登録講習を修了した者に対し、別記様式第六号の二による修了証（以下単に「修了証」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第七条の七 登録講習実施機関は、第七条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（規程）

第七条の八 登録講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録講習の受講の申込みに関する事項

三 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項

四 登録講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項

五 登録講習の日程、公示方法その他の登録講習事務の実施の方法に関する事項

六 講師の選任及び解任に関する事項

七 登録講習に用いる教材の作成に関する事項

八 終了した登録講習の教材の公表に関する事項

九 修了証の交付及び再交付に関する事項

十 登録講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録講習事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受講者の処分に関する事項

十三 第七条の十四第三項の帳簿その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録講習事務に関し必要な事項

（登録講習事務の休廃止）

第七条の九 登録講習実施機関は、登録講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第七条の十 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）

第七条の十一 国土交通大臣は、登録講習実施機関の実施する登録講習が第七条の四第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、当該登録講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第七条の十二 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第七条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習実施機関に対し、同条の規定による登録講習事務を行うべきこと又は登録講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第七条の十三 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第七条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第七条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により第七条第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第七条の十四 登録講習実施機関は、登録講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 講習の実施年月日
 - 二 講習の実施場所
 - 三 受講者の受講番号、氏名及び生年月日
 - 四 修了年月日
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
- 一 登録講習の受講申込書及び添付書類
 - 二 終了した登録講習の教材
- (報告の徴収)

第七条の十五 国土交通大臣は、登録講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習実施機関に対し、登録講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第七条の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第七条第二号の登録をしたとき。
 - 二 第七条の七の規定による届出があったとき。
 - 三 第七条の九の規定による届出があったとき。
 - 四 第七条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録講習事務の停止を命じたとき。
- (登録の申請)

第七条の十七 第七条第三号の登録は、登録試験の実施に関する事務(以下「登録試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

- 2 第七条第三号の登録を受けようとする者(以下「登録試験事務申請者」という。)は、

次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 登録試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 登録試験事務を開始しようとする年月日
 - 四 登録試験委員(次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イから八までのいずれかに該当する者にあっては、その旨
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録試験事務申請者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 三 登録試験委員のうち、次条第一項第二号イから八までのいずれかに該当する者にあっては、その資格等を有することを証する書類
 - 四 登録試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 五 登録試験事務申請者が第七条の二十一において準用する第七条の三各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 六 その他参考となる事項を記載した書類
- (登録の要件等)
- 第七条の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 次条第一号の表の上欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。
 - 二 次のイから八までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイから八までに定める人数以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。
 - イ 学校教育法による大学において土木工学に属する科目の教授若しくは助教の職にあり、若しくはこれらの職にあった者若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 一名
 - ロ 学校教育法による大学において建築工学に属する科目の教授若しくは助教の職にあり、若しくはこれらの職にあった者若しくは建築士法による一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 二名
 - ハ 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは一級の建築施工管理とするものに合格した後解体工事に關し五年以上の実務経験を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 二名
- 2 第七条第三号の登録は、登録試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号

- 二 登録試験事務を行う者（以下「登録試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録試験事務を開始する年月日
（登録試験事務の実施に係る義務）

第七条の十九 登録試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

- 一 次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

科目	内容	時間
一 解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令に関する事項	三時間三十分
二 土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項	
三 解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項	
四 解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	
五 解体工事の工法及び機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項	
六 解体工事の実務に関する科目	解体工事の実務に関する事項	

- 二 登録試験を実施する日時、場所その他登録試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- 三 登録試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- 四 終了した登録試験の問題及び合格基準を公表すること。
- 五 登録試験に合格した者に対し、別記様式第六号の三による合格証明書（以下「登録試験合格証明書」という。）を交付すること。
（規程）

第七条の二十 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録試験の受験の申込みに関する事項
- 三 登録試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 四 登録試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 五 登録試験の日程、公示方法その他の登録試験事務の実施の方法に関する事項
- 六 登録試験委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録試験の問題及び合格基準の公表に関する事項
- 九 合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- 十 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

- 十一 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受験者の処分に関する事項
- 十三 次条において準用する第七条の十四第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類の管理に関する事項
- 十四 その他登録試験事務に関し必要な事項
（準用規定）

第七条の二十一 第七条の三、第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十六までの規定は、登録試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の三	講習は	試験は
第七条の三、第七条の五第一項、第七条の十三第六号、第七条の十六第一号	第七条第二号	第七条第三号
第七条の三第二号、第七条の十六第四号	第七条の十三	第七条の二十一において準用する第七条の十三
第七条の三第三号、第七条の九（見出しを含む。）、第七条の十二、第七条の十三、第七条の十四第三項、第七条の十五、第七条の十六第四号	登録講習事務	登録試験事務
第七条の五第二項	前三条	第七条の十七、第七条の十八及び第七条の二十一において準用する第七条の三
第七条の七、第七条の九、第七条の十第一項及び第二項、第七条の十一から第七条の十五まで	登録講習実施機関	登録試験実施機関
第七条の七	第七条の四第二項第二号	第七条の十八第二項第二号
第七条の十第二項、第七条の十四第四項	登録講習を	登録試験を
第七条の十一	登録講習が 第七条の四第一項	登録試験が 第七条の十八第一項
第七条の十二	第七条の六	第七条の十九
第七条の十三、第七条の十四第一項	講習の	試験の
第七条の十三第一号	第七条の三第一号	第七条の二十一において準用する第七条の三第一号
第七条の十三第二号	第七条の七から第七条の九まで 又は次条	第七条の二十又は第七条の二十一において準用する第七条の七、第七条の九 若しくは第七条の十四

第七条の十三第三号	第七条の十第二項各号	第七条の二十一において準用する第七条の十第二項各号
第七条の十三第四号	前二条	第七条の二十一において準用する第七条の十一又は前条
第七条の十三第五号	第七条の十五	第七条の二十一において準用する第七条の十五
第七条の十四第一項	登録講習に	登録試験に
	受講者	受験者
	受講番号	受験番号
	修了年月日	合格年月日
第七条の十四第四項各号	登録講習	登録試験
	受講申込書	受験申込書
	教材	問題及び答案用紙
第七条の十六第二号	第七条の七	第七条の二十一において準用する第七条の七
第七条の十六第三号	第七条の九	第七条の二十一において準用する第七条の九

参考 7条の2～21追加時の改正附則

附則〔平成十八年三月二十九日国土交通省令第十六号抄〕

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際にこの省令による改正前の解体工事業に係る登録等に関する省令(以下「旧省令」という。)第七条第一項第二号の指定を受けている講習又は同項第三号の指定を受けている試験は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新省令第七条第二号の登録を受けている講習又は同条第三号の登録を受けている試験とみなす。

2 この省令の施行前に旧省令第七条第一項第二号の指定を受けた講習を受講した者又は同項第三号の指定を受けた試験に合格した者は、それぞれ新省令第七条第二号の登録を受けた講習を受講した者又は同条第三項の登録を受けた試験に合格した者とみなす。

【別記様式第6条の2(第7条の6関係)】

(登録講習の名称)修了証		
氏名		
生年月日	年	月 日
この者は、解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第二号の登録講習を終了した者であることを証します。		
登録講習の終了年月日	年	月 日
交付年月日	年	月 日
終了番号	第	号
(登録講習実施期間の名称)		印
(登録番号 第 番)		

【別記様式第6条の3(第7条の19関係)】

(登録試験の名称)修了証		
氏名		
生年月日	年	月 日
この者は、解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第三号の登録試験に合格した者であることを証します。		
登録試験の終了年月日	年	月 日
交付年月日	年	月 日
合格証明書番号	第	号
(登録試験実施期間の名称)		印
(登録番号 第 番)		

2 P158の解説部分についても、下記の通り読み替えてご利用ください。

(1) 実務経験者

学歴	実務経験年数	解体工事業登録	
		通常の場合	国土交通大臣の登録を受けた講習(注)受講者
一定の学科(注)を履修した大学・高等専門学校卒業	2年		1年
一定の学科を履修した高校卒業	4年		3年
上記以外	8年		7年

(2) 有資格者

資格・試験名	種別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工(「第一種」、「第二種」)
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理(「土木」)
	一級建築施工管理
技術士法による第二次試験	二級建築施工管理(「建築」、「躯体」)
	技術士(「建設部門」)
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工
	二級とび+解体工事経験1年
	二級とび+解体工事経験1年
国土交通大臣の登録を受けた試験	登録試験実施機関が実施する試験(注)合格者

注 一定の学科とは、土木工学(農林土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

注 登録講習実施機関：(社)全国解体工事業団体連合会、(株)日本解体工事技術協会

注 登録試験実施機関：(社)全国解体工事業団体連合会、(株)日本解体工事技術協会

その他参考法令関係

廃棄物処理法

頁数	該当条文	改正前	改正後
P28	2条4項2号	第十五条の四の三	第十五条の四の五

廃棄物処理法施行令

頁数	該当条文	改正前	改正後
P28	2条4号の2	第二条第二項	第三条第二項
P29	2条12、13号	【略】	【欄外に記載】
P33	6条2号イ	第二号イ	第二号イ及びロ
P33	3条2号	除く。）	除く。以下この号において同じ。）

【2条12、13号】

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（1）、第八号及び第十一号、第三条第二号ホ、第三号ヘ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ハ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号八及び別表第五を除き、以下同じ。）

ニ 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号八を除き、以下同じ。）

ホ 廃アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号八を除き、以下同じ。）

ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（5）を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

廃棄物処理法施行規則

頁数	該当条文	改正前	改正後
P34	1条の7 3～5号	【略】	【欄外に記載】

【1条の7 3～5号】

三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる

ものであること。

四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

建築基準法

頁数	該当条文	改正前	改正後
P87	15条2項1号	第五条第一項	第八条第一項
		第四条第一項	第二条第三項
P195	4条6項	職員	職員
		都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは準都市計画区域（市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定する区域を除く。）	都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）
P196	88条1項	第十二条第三項から第六項まで	第十二条第五項から第八項まで
		第三十二条	第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）第三十二条
		第三十六条中第三十三條及び第三十四条第一項に関する部分	第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）

P196	88条1項	前条	第八十六条の七第一項(第二十八条の二(第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。)\第八十六条の七第二項(第二十条に係る部分に限る。)\第八十六条の七第三項(第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条(昇降機に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)\前条
		次条並びに	次条及び
		第十二条第一項及び第二項並びに	第十二条第一項から第四項まで及び
P197	88条2項	第十二条第三項から第六項まで	第十二条第五項から第八項まで
		第六十八条の二第一項	第六十八条の二第一項及び第五項
		第六十八条の四第六項、第六十八条の五第四項	第六十八条の三第六項 削除
		第八十六条の七中第四十八条第一項から第十二項までにに関する部分	第八十六条の七第一項(第四十八条第一項から第十二項まで及び第五十一条に係る部分に限る。)
		第八十七条第二項中第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項及び第六十八条の二第一項に関する部分	第八十七条第二項(第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項並びに第六十八条の二第一項に係る部分に限る。)
		第八十七条第三項中第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に関する部分	第八十七条第三項(第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。)
	88条4項	第八条第一項	第八条第一項本文若しくは第十二条第一項又は都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文

建築基準法施行令

頁数	該当条文	改正前	改正後
P200 ~ P201	138条3項5号	その他の	又は第百三十条の二の二各号に掲げる
	148条1項	に規定する建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは その	の政令で定める事務は 当該建築物又は工作物の
	148条1項2項	第百三十八条第一項第一号若しくは第三号 同項第五号に掲げる工作物 もの(前号)	第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号 同項第五号に掲げる擁壁 もの(いずれも前号)
P201	148条2項	に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは	の政令で定める事務は
	148条2項1号	法第六条の二第四項及び第五項(法第八十八条第一項においてこれらの規定を準用 法第十八条第十四項 法第八十五条第三項及び第四項	法第六条の二第十一項及び第十二項(これらの規定を準用 法第十八条第二十三項 法第八十五条第三項及び第五項
		、法第八十六条、法第八十六条の二、法第八十六条の五、法第八十六条の六並びに法第九十三条の二	、法第八十六条第一項、第二項及び第八項(同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。)\法第八十六条の二第一項及び第六項(同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。)\法第八十六条の五第二項及び第四項(同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。)\法第八十六条の六、法第八十六条の八(第二項を除く。)\並びに法第九十三条の二
		法第五十二条第十一項	法第五十二条第十四項
148条2項2号	法第五十四条の二第一項及び	法第五十三条の二第一項、法第六十七条の二第三項第二号、法第六十八条第三項第二号及び	

P201	149 条 1 項	に規定する建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは	の政令で定める事務は
P202	149 条 1 項 2 号	その他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）に係る部分に限る。）	産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）
	149 条 1 項 3 号	第三百三十八条第一項各号に掲げる 同条第三項第二号八	第三百三十八条第一項に規定する 同条第三項に規定する工作物のうち同項第二号八
	149 条 2 項 1 号	法第五十二条第一項、法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項	法第五十二条第一項、第二項及び第八項
		法第八十四条	法第五十七条の二第三項及び第四項、法第五十七条の三第二項及び第三項、法第八十四条
	149 条 2 項 2 号	その他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）に係る部分に限る。）	産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）
		法第五十二条第一項第六号、法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項	法第五十二条第一項及び第八項
		法第五十六条第一項、法第八十四条	法第五十六条第一項第二号二、法第五十七条の二第三項及び第四項、法第五十七条の三第二項及び第三項、法第八十四条
		別表第三	別表第三(に)欄五の項
	149 条 2 項 2 号	第三百三十五条の四の二第二項	第三百三十五条の十二第二項

建設業法

頁数	該当条文	改正前	改正後
P99	19 条 7 号の 2 ~ 11 号	【略】	【八 ~ 十四号に改正、欄外に記載】
P130	2 条	別表	別表第一
	別表	別表	別表第一
P131	3 条	別表	別表第一

19 条 8 ~ 14 号

- 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十四 契約に関する紛争の解決方法

その他

特定行政庁及び保健所設置市一覧表

建設リサイクル法施行令改正に伴い、P326 ~ P327 の「特定行政庁及び保健所設置市一覧表」は、次ページのようになります。

特定行政庁及び政令で定める市 一覧

都道府県	特定行政庁			政令で定める市 (旧保健所設置市)
	義務的建築主事	任意的建築主事	限定的建築主事	
北海道	札幌市、函館市、旭川市	小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市	千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、北斗市、七飯町、余市町、夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、長沼町、士別市、各務市、富良野市、上富良野町、留萌市、稚内市、網走市、紋別市、美幌町、遠軽町、登別市、伊達市、白老町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町、厚岸町、標茶町、根室市、中標津町	札幌市、函館市、旭川市
青森県	青森市	弘前市、八戸市	-	青森市
岩手県	盛岡市	-	宮古市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市	-
宮城県	仙台市	石巻市、塩竈市	大崎市	仙台市
秋田県	秋田市	-	大館市	秋田市
山形県	-	山形市	米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市	-
福島県	福島市、郡山市、いわき市	-	会津若松市、須賀川市	郡山市、いわき市
茨城県	水戸市	日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市	-	-
栃木県	宇都宮市	足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、佐野市、那須塩原市	-	宇都宮市
群馬県	前橋市	高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市	藤岡市	-
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市	春日部市、狭山市、上尾市、草加市、新座市	熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、杉戸町、松伏町	さいたま市、川越市
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市	佐倉市、八千代市	木更津市、野田市、茂原市、成田市、習志野市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市	千葉市、船橋市
東京都	八王子市、町田市	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、日野市	特別区(23)	-
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市	平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市	-	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
新潟県	新潟市、長岡市	新発田市、三条市、柏崎市、上越市	-	新潟市
富山県	富山市	高岡市	-	富山市
石川県	金沢市、七尾市、小松市	-	加賀市、白山市	金沢市
福井県	-	福井市	-	-
山梨県	-	甲府市	富士吉田市	-
長野県	長野市	松本市、上田市	岡谷市、飯田市、諏訪市、塩尻市	長野市
岐阜県	岐阜市	大垣市、各務原市	高山市、多治見市、可児市	岐阜市
静岡県	静岡市、浜松市	沼津市、富士市、富士宮市、焼津市	三島市、藤枝市、御殿場市、磐田市、伊東市、島田市、裾野市	静岡市、浜松市
愛知県	名古屋市長久手市、春日井市、豊田市	-	瀬戸市、半田市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、東海市、稲沢市	名古屋市長久手市、豊田市
三重県	四日市市	桑名市、鈴鹿市、津市、松阪市	伊賀市	-
滋賀県	大津市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市	-	-
京都府	京都市、宇治市	-	-	京都市
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、茨木市	洋和田市、守口市、寝屋川市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市	-	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市	芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市	-	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市
奈良県	奈良市	橿原市、生駒市	-	奈良市
和歌山県	和歌山市	-	-	和歌山市
鳥取県	-	鳥取市、米子市	倉吉市、境港市	-
島根県	-	松江市、出雲市	浜田市、益田市、大田市、安来市	-
岡山県	岡山市、倉敷市	津山市、玉野市、総社市	-	岡山市、倉敷市
広島県	広島市、福山市	呉市、東広島市	廿日市、三原市、尾道市、三次市	広島市、福山市、呉市
山口県	山口市、下関市、宇部市	-	周南市、防府市、岩国市、萩市	下関市
徳島県	徳島市	-	-	-
香川県	高松市	-	-	高松市
愛媛県	松山市	今治市、新居浜市	宇和島市、西条市	松山市
高知県	高知市	-	-	高知市
福岡県	北九州市、福岡市、久留米市	大牟田市	-	北九州市、福岡市、大牟田市
佐賀県	-	佐賀市	-	-
長崎県	長崎市、佐世保市	-	島原市、平戸市、五島市	長崎市、佐世保市
熊本県	熊本市	八代市	-	熊本市
大分県	大分市	別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市	-	大分市
宮崎県	宮崎市	都城市、延岡市	日向市	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市	-	-	鹿児島市
沖縄県	那覇市	うるま市、沖繩市、宜野湾市、浦添市	-	-